府中市リサイクルプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年1 0月2 7日 府中市長 高 野 律 雄

## 府中市規則第55号

府中市リサイクルプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

府中市リサイクルプラザの管理及び運営に関する規則(昭和51年2月府中市規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

(【 】は注記である。)

改正後	改正前
(駐車場の利用)	
第9条 リサイクルプラザの駐車場(以下「駐車場」という。)は、	
来場者用駐車場及び管理運営用駐車場に区分する。	
2 来場者用駐車場はリサイクルプラザに来場する者の利用に供し、	【追 加】
管理運営用駐車場は市及び第4条の規定によりリサイクルプラザの	
運営を委託された業者その他の関係者(市長が特に必要があると認	
<u>める者に限る。)の利用に供する。</u>	
3 駐車場の供用日はリサイクルプラザの稼働日とし、その供用時間	

は午前7時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と 認めるときは、駐車場の全部若しくは一部の供用を休止し、又は駐車場の供用日若しくは供用時間を変更することができる。

- 4 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)及び同乗者は、 駐車場内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 標識の表示及び係員の指示に従うこと。
  - (2) 時速8キロメートル以下で走行すること。
  - ③ 駐車以外の用途に使用しないこと(管理運営に必要な場合を除 く。)。
  - (4) 喫煙等の火気の取扱いをしないこと。
  - (5) 自動車から離れるときは、窓を閉め、ドア及びトランクに施錠 するなど盗難の防止を図ること。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を 拒否し、又は退去を命じることができる。
  - (1) 利用者又は同乗者が前項の規定に違反したとき。
- (2) 利用者又は同乗者が施設、器物、自動車等を滅失し、毀損し、 又は汚損するおそれがあるとき。
- ③ 自動車が引火物その他の危険物を積載しているとき。

【追加】

- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。
- 6 市長は、天災地変その他の市長の責に帰することができない事由 によって生じた自動車又は利用者若しくは同乗者の損害については、 賠償の責任を負わない。

【追 加】

第10条 省 略

第9条 省 略

付 則

この規則は、公布の日から施行する。